

第6回 西宮市子ども・子育て会議 確認部会

【資料集】

資料1

資料2

資料集 目次

| | | |
|------|---------------------------|-------|
| 資料 1 | 令和 2 年 4 月保育所等入所申込の状況について | ・・・ 1 |
| 資料 2 | 教育・保育施設及び地域型保育事業の確認について | ・・・ 2 |

報告 1 令和 2 年 4 月保育所等入所申込の状況について

1. 入所申込から選考結果発表までの流れ（令和元年度実績）

| | 1次申込 | 2次申込 | 最終申込 |
|-----|---|--|-------------------------------------|
| 10月 | 10/31 申込締切り（1次） | | |
| 11月 | 11/8 集計結果の公表 11/22 希望先の追加・変更 の締切り | | |
| 12月 | | 12/27 申込締切り（2次） | |
| 1月 | 1/24 結果発表 ※利用保留者は2次選考へ | | 1/31 申込締切り（最終） |
| 2月 | | 2/3 希望先の追加・変更 の締切り 2/28 結果発表 ※利用保留者は最終選考へ | |
| 3月 | | | 3/10 希望先の追加・変更 の締切り 3/19 結果発表 |

2. 申込状況

（単位：人）

| | | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|---------|----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 平成31年4月 | 1次 | 658 | 1,029 | 355 | 436 | 108 | 79 | 2,665 |
| | 2次 | 35 | 42 | 26 | 12 | 12 | 6 | 133 |
| 合計 | | 693 | 1,071 | 381 | 448 | 120 | 85 | 2,798 |
| 令和2年4月 | 1次 | 689 | 1,123 | 375 | 502 | 112 | 39 | 2,840 |
| | 2次 | 51 | 46 | 41 | 10 | 10 | 10 | 168 |
| 合計 | | 740 | 1,169 | 416 | 512 | 122 | 49 | 3,008 |
| R2-H31 | | 47 | 98 | 35 | 64 | 2 | △36 | 210 |

議事 1 教育・保育施設及び地域型保育事業の確認について

1. 「確認」と確認部会

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所といった施設の区分に応じて、学校教育法や児童福祉法など法律の規定による認可を受けるだけでなく、子ども・子育て支援法の規定による確認を受けることにより、施設型給付費等が支給されることになる。

市は施設・事業者からの申請に基づき、利用定員を定め、施設型給付費等の対象となることを確認する。

利用定員の設定にあたっては、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。
⇒本市では確認部会で意見聴取

(確認部会での意見聴取事項)

- ① 新たに整備・認可した教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、または地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）の利用定員について
- ② 既存の幼稚園が、新制度に移行する際に設定する利用定員について
- ③ 他市町村で認可を受けた地域型保育事業で本市の確認を受けていない地域型保育事業を本市の市民が利用する際に設定する利用定員について

2. 認可と確認

教育・保育施設または地域型保育事業は、以下の基準を満たすことが求められている。

- ・学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等
- ・子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）

【主な運営基準】

| 分類 | 主な事項 |
|---------------|--|
| 利用開始に伴う基準 | ○内容、手続きの説明・同意・契約 ○応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ⋮ |
| 教育・保育の提供に伴う基準 | ○幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ○子供の心身の状況の把握 ⋮ |
| 管理・運営等に関する基準 | ○施設の目的、運営方針などの重要事項を定めた運営規程の策定 ○秘密保持、個人情報保護 ⋮ |

(参考 1 : 認可 (認定) 主体と確認主体)

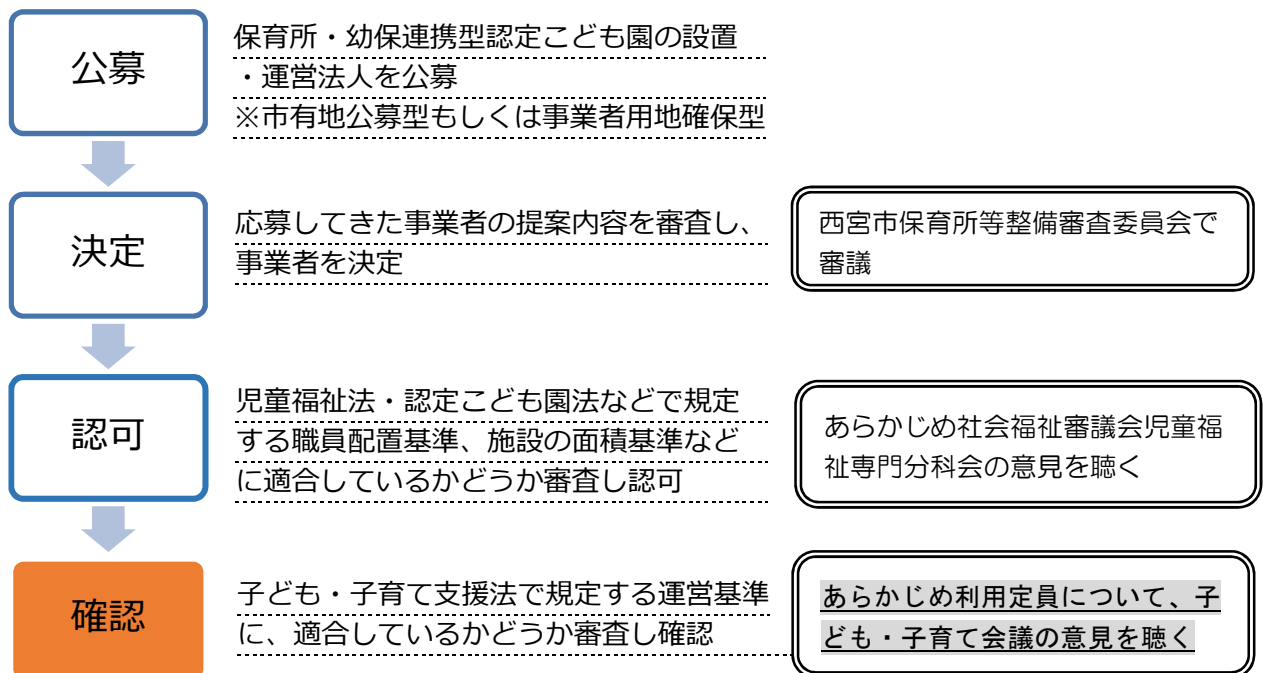
| 施設・事業 | | | 認可 (認定) | | 確認 | |
|---------|------------|-------|---------|-----|----------------|-----|
| | | | 根拠法 | 主体 | 根拠法 | 主体 |
| 教育・保育施設 | 認定 こども園 | 幼保連携型 | 認定こども園法 | 西宮市 | 子ども・子育て 支援法 | 西宮市 |
| | | 幼稚園型 | 認定こども園法 | | | |
| | | 保育所型 | 学校教育法 | | | |
| | 地方裁量型 | 児童福祉法 | | | | |
| | 幼稚園 | | 学校教育法 | 兵庫県 | | |
| | 保育所 | | | | | |
| 地域型保育事業 | 小規模保育事業 | | 児童福祉法 | 西宮市 | | |
| | 家庭的保育事業 | | | | | |
| | 事業所内保育事業 | | | | | |
| | 居宅訪問型保育事業 | | | | | |

※幼保連携型：学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、認可を受けた施設

※幼稚園型、保育所型：既存の幼稚園、保育所としての認可を受け、認定こども園として必要な機能を有する施設として認定を受けた施設

※地方裁量型：幼稚園、保育所いずれの認可された施設がない地域にて、認定こども園として必要な機能を果たす教育・保育施設

(参考 2 : 民間保育所・幼保連携型認定こども園を新設する場合の流れ)



3. 確認の効力

(1) 教育・保育施設に対する確認の効力について

教育・保育施設に対する確認の効力は全国に及ぶため、本市の市民が他市町村の教育・保育施設を利用する場合、改めて本市で当該施設の確認を行う必要はない。

(2) 地域型保育事業所に対する確認の効力について

地域型保育事業所に対する確認の効力は確認をした市町村の区域内にのみ及ぶため、本市の市民が他市町村の地域型保育事業を利用する場合、改めて本市で当該事業者の確認を行う必要がある。

例えば、本市の市民である利用者が、里帰り出産のためA市の実家に帰省し、産前・産後の間、子供がA市内の施設を利用する場合

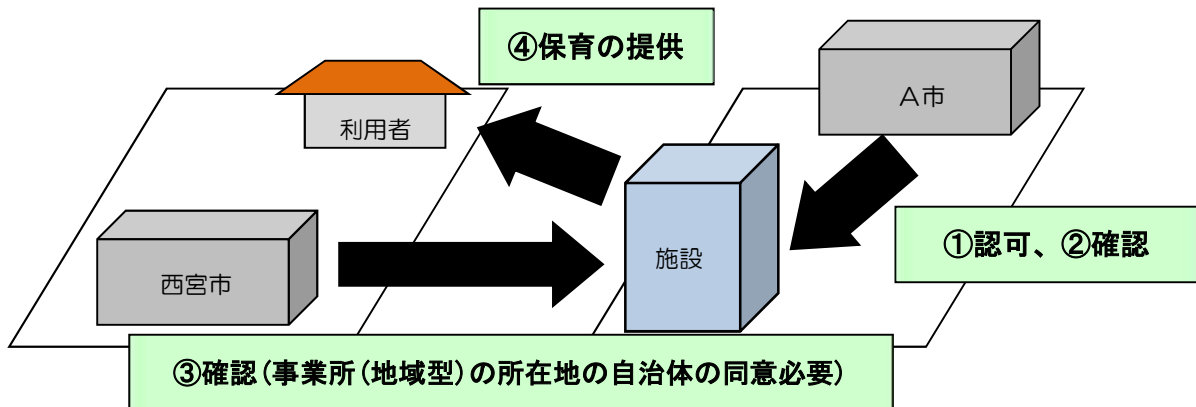
* 預け先が認定こども園、幼稚園、保育所を利用する場合

⇒ 定員に空きがあるなど、入所・入園要件が整えば、利用可能

* 預け先が家庭的保育事業所、小規模保育事業所等を利用する場合

⇒ 定員に空きがあったとしても、事業者が西宮市の“確認”を受けなければ、利用できない。

(本市の市民が市外の地域型保育事業を利用する場合のイメージ)



(3) 地域型保育事業の確認の効力に係る特例及び今後について

①兵庫県内の市町では、県内の地域型保育事業における自治体同意（上記イメージ③）を要しない同意書（協定）を締結しているため、西宮市民が兵庫県内の他市町村の地域型保育事業を利用する場合は、確認の必要なし。

②教育・保育施設に対する確認と同様に、確認の効力は全国に及ぶこととし、他の市町村による確認を不要とする旨の法改正が予定されている（R2.2 現在）

4. 利用定員

教育・保育施設及び地域型保育事業は、認可定員と別に以下の条件に基づく、「利用定員」を定める必要がある。

①利用定員は、1～3号認定の区分ごとに定め、3号認定については、0歳児と1、2歳児に区分して定める。

| 認定区分 | 対象年齢 | 保育の必要性 | 利用可能な施設 |
|------|-------|--------|------------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上 | なし | 幼稚園、認定こども園（幼稚園として利用） |
| 2号認定 | 満3歳以上 | あり | 保育所、認定こども園（保育所として利用） |
| 3号認定 | 満3歳未満 | あり | 保育所、認定こども園（保育所として利用）、地域型保育事業 |

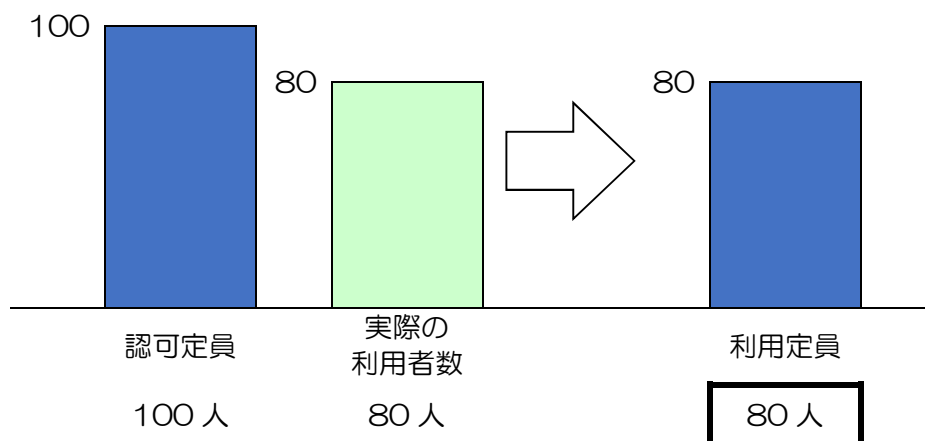
②原則として、利用定員は認可定員を超えない範囲で、利用状況を踏まえて設定する。

$$\text{利用定員} \leq \text{認可定員}$$

③実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る場合、実際の利用者数および今後の見込みなどを勘案して利用定員を設定する。

$$\text{利用者数} < \text{認可定員}$$

※認可定員を利用定員に合わせて減少させる必要はない。

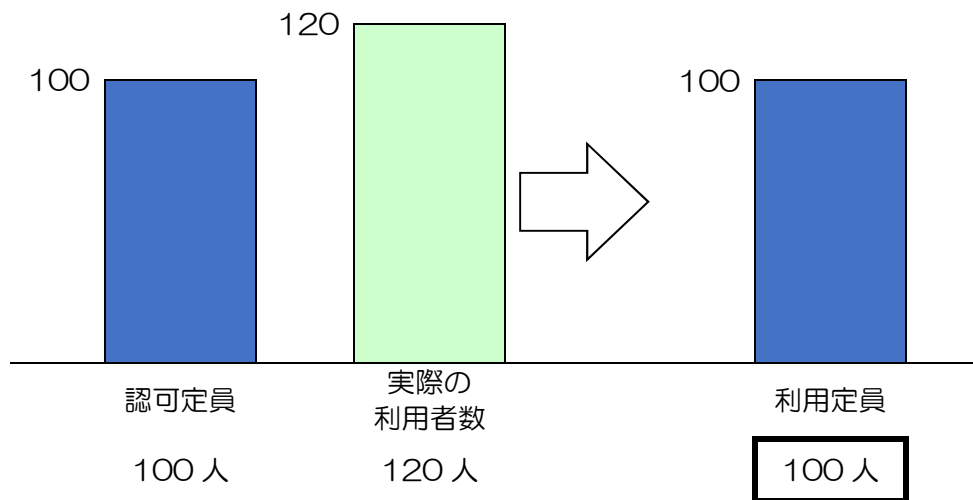


④実際の利用者数が認可定員を超える場合、認可定員の範囲内で利用定員を設定する。

利用者数 > 認可定員

ただし、実際の利用者数が認可定員及び利用定員を恒常的に上回っている場合、認可定員及び利用定員を適切に見直し、認可・確認の変更を行う必要がある。

また、「確認」した年度から起算して、連続する過去2年度間（2・3号認定は5年度間）、常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均利用率が120%以上の場合で、定員の見直しが行われないときは給付費が減算される。



5. 新たに利用定員を設定する施設

(1) 認定こども園

| No. | 名称 | 認可・認定 定員 (入所児童数) | 利用定員 | | | | 備考 | |
|-----|---------------------------|------------------------|------|------|-----|------|------|--|
| | | | 3号 | | 2号 | 1号 | | 合計 |
| | | | 0歳 | 1、2歳 | | | | |
| 1 | 幼保連携型認定こども園 マーヤこども園 | 63人 (64人) | 6人 | 18人 | 36人 | 3人 | 63人 | ・保育所からの移行（移行前60人定員） ・1号認定の利用定員を上乗せ |
| 2 | 幼保連携型認定こども園 船坂保育園 | 43人 (41人) | 3人 | 14人 | 23人 | 3人 | 43人 | ・保育所からの移行（移行前40人定員） ・1号認定の利用定員を上乗せ |
| 3 | 幼保連携型認定こども園 東山ぼぼこども園 | 46人 (48人) | 12人 | 34人 | 0人 | 0人 | 46人 | ・保育所からの移行（移行前46人定員） ・利用定員の変更なし |
| 4 | 幼保連携型認定こども園 東山ぼぼこども園分園 | 92人 (90人) | 0人 | 12人 | 77人 | 3人 | 92人 | ・保育所からの移行（移行前89人定員） ・1号認定の利用定員を上乗せ |
| 5 | 幼保連携型認定こども園 西宮夢 | 66人 (69人) | 6人 | 18人 | 36人 | 6人 | 66人 | ・保育所からの移行（移行前60人定員） ・1号認定の利用定員を上乗せ |
| 6 | 幼保連携型認定こども園 西北夢（分園） | 106人 (115人) | 9人 | 30人 | 61人 | 6人 | 106人 | ・保育所からの移行（移行前100人定員） ・1号認定の利用定員を上乗せ |
| 7 | 幼保連携型認定こども園 のぞみ夢 | 66人 (78人) | 6人 | 18人 | 36人 | 6人 | 66人 | ・保育所からの移行（移行前60人定員） ・1号認定の利用定員を上乗せ |
| 8 | 幼保連携型認定こども園 夙川夢（分園） | 66人 (70人) | 6人 | 18人 | 36人 | 6人 | 66人 | ・保育所からの移行（移行前60人定員） ・1号認定の利用定員を上乗せ |
| 9 | 幼保連携型認定こども園 つぼみ夢（分園） | 30人 (25人) | 6人 | 24人 | 0人 | 0人 | 30人 | ・保育所からの移行（移行前30人定員） ・利用定員の変更なし |
| 10 | 認定こども園 幸幼稚園 | 209人 (179人) | 0人 | 20人 | 39人 | 150人 | 209人 | ・幼稚園からの移行（幼稚園の認可定員265人） ・幼稚園型認定こども園 |

(2) 保育所

| No. | 名称 | 認可・認定 定員 (入所児童数) | 利用定員 | | | | | 備考 |
|-----|------------|------------------------|------|------|-----|----|-----|---|
| | | | 3号 | | 2号 | 1号 | 合計 | |
| | | | 0歳 | 1、2歳 | | | | |
| 1 | 西宮本町つきの保育園 | 50人 (一) | 6人 | 12人 | 32人 | - | 50人 | <ul style="list-style-type: none"> ・本町（浜脇小校区）に新規認可した施設 ・近隣地域の保育需要は高い ・認可基準上、最大受入人数 58人 |

(3) 幼稚園

| No. | 名称 | 認可・認定 定員 (入所児童数) | 利用定員 | | | | | 備考 |
|-----|---------|------------------------|------|------|----|------|------|---|
| | | | 3号 | | 2号 | 1号 | 合計 | |
| | | | 0歳 | 1、2歳 | | | | |
| 1 | 西宮公同幼稚園 | 120人 (120人) | - | - | - | 120人 | 120人 | <ul style="list-style-type: none"> ・従来制度の幼稚園から新制度幼稚園への移行 |

※入所児童数：1号認定は令和元年5月時点、2号、3号認定は平成31年4月時点。

6. 利用定員を変更、または廃止する施設等

| No. | 【種別】名称 | 認可・認定 定員 (入所児童数) | 利用定員（上段：変更前、下段：変更後） | | | | | 備考 |
|-----|--------------------------------|------------------------|---------------------|------|-----|------|------|---|
| | | | 3号 | | 2号 | 1号 | 合計 | |
| | | | 0歳 | 1、2歳 | | | | |
| 1 | 【幼稚園】 瓦木幼稚園（公立） | 140人 | - | - | - | 70人 | 70人 | ・休園のため |
| | | (23人) | - | - | - | 0人 | 0人 | |
| 2 | 【幼稚園】 用海幼稚園（公立） | 70人 | - | - | - | 35人 | 35人 | ・休園のため |
| | | (13人) | - | - | - | 0人 | 0人 | |
| 3 | 【保育所】 芦原保育所（公立） | 90人 | 3人 | 20人 | 67人 | - | 90人 | ・閉園に向けて段階的に受入枠を縮小するため |
| | | (91人) | 0人 | 20人 | 67人 | - | 87人 | |
| 4 | 【幼稚園型認定こども園】 認定こども園 むこがわ幼稚園 | 190人 | 0人 | 12人 | 28人 | 135人 | 175人 | ・認定定員変更のため (幼稚園認可定員200人) |
| | | (185人) | 0人 | 16人 | 54人 | 120人 | 190人 | |
| 5 | 【小規模保育事業】 ひまわり家庭保育所 | 10人 | 2人 | 6人 | - | - | 8人 | ・認可定員変更のため |
| | | (6人) | 2人 | 8人 | - | - | 10人 | |
| 6 | 【事業所内保育事業】 ハンニシゆとり保育園 | 12人 | 4人 | 8人 | - | - | 12人 | ・従業員枠・地域枠定員の内訳及び年齢構成 の変更のため（従1→2、地11→10） |
| | | (11人) | 3人 | 9人 | - | - | 12人 | |
| 7 | 【小規模保育事業】 いろえんぴつ | -人 | 2人 | 10人 | - | - | 12人 | ・廃止のため |
| | | (12人) | 0人 | 0人 | - | - | 0人 | |
| 8 | 【小規模保育事業】 保育ルーム木の実 | -人 | 2人 | 8人 | - | - | 10人 | ・廃止のため |
| | | (5人) | 0人 | 0人 | - | - | 0人 | |
| 9 | 【家庭的保育事業】 保育ルーム菜のはな | -人 | 1人 | 4人 | - | - | 5人 | ・廃止のため |
| | | (3人) | 0人 | 0人 | - | - | 0人 | |
| 10 | 【家庭的保育事業】 保育ルームまっきー | -人 | 1人 | 4人 | - | - | 5人 | ・廃止のため |
| | | (4人) | 0人 | 0人 | - | - | 0人 | |

※入所児童数：1号認定は令和元年5月時点、2号、3号認定は平成31年4月時点。